

## 規制の事前評価書

法律又は政令の名称：雇用保険法等の一部を改正する法律案による改正後の職業安定法  
規制の名称：職業紹介事業者等による個人情報の保護  
規制の区分：新設、改正、(拡充)、緩和、廃止 ※いずれかに○印を付す。  
担当部局：厚生労働省職業安定局需給調整事業課  
評価実施時期：令和4年1月

### 1 規制の目的、内容及び必要性

#### ① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。  
(現状をベースラインとする理由も明記)

- 現在、公共職業安定所、特定地方公共団体、職業紹介事業者及び求人者、労働者の募集を行う者及び募集受託者並びに労働者供給事業者及び労働者供給を受けようとする者については、求職者等の個人情報を業務の目的の達成の範囲内で取扱い、人の秘密を保護する義務等が課せられている。
- 他方で、個人情報を取り扱うための業務の目的について、あらかじめ求職者等に伝達することは求められておらず、求職者等が予想しない形での個人情報の利用がなされ、求職者等が不利になるおそれが生じている。
- また、求職者等が多く利用している募集情報等提供事業を行う者については、求職者等の個人情報を業務の目的の達成の範囲内で取扱い、人の秘密を保護する義務等が課せられていない。

#### ② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

- インターネットやデータ分析技術等の利用により、求人・求職の局面においても個人情報を活用した分析や、それに基づく職業紹介・募集情報の提供・選考が行われているところ、従来以上に求職者等にとって個人情報がどのように取り扱われるかが不透明になっている。
- そのため、公共職業安定所、特定地方公共団体、職業紹介事業者及び求人者、労働者の募集を行う者及び募集受託者、特定募集情報等提供事業者並びに労働者供給事業者及び労働者供給を受けようとする者について、求職者等の個人情報を取り扱うに当たって、利用の目的を明示することとする。
- 特定募集情報等提供事業者について、求職者等の個人情報を業務の目的の達成の範囲内で取扱い、人の秘密を保護する義務等を課すこととする。

## 2 直接的な費用の把握

### ③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

- 遵守費用として、個人情報の利用目的の明示に係る事務が発生するものと考えられる。
- 行政費用としては、公共職業安定所における遵守費用が該当するが、現行でも取り組んでいることから、追加での費用発生は想定されない。

### ④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

規制緩和に該当しない。

## 3 直接的な効果（便益）の把握

### ⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定

性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

求職者等が自らの個人情報の取扱いについて事前に把握することにより、安心してサービスを利用することができるようになり、求職活動に必要な個人情報を自ら職業紹介事業者等に対して提供し、よりの確なマッチングの恩恵を受けることができる。

#### ⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

便益の金銭価値化は困難。

#### ⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

規制緩和に該当しない。

## 4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

#### ⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。  
※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

副次的な影響及び波及的な影響は想定されない。

## 5 費用と効果（便益）の関係

#### ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

個人情報の利用目的の明示に係る費用は発生するものの、明示の内容については規制するものではなく、事務負担等を抑制することが可能である一方で、秘匿性の高い個人情報についても適正に取り扱うことが義務付けられることにより、求職者等が安心して職業紹介事業者等に必要な個人情報を提供し、よりの確なマッチングの恩恵をうけることができるため、費用を上回る便益が想定される。

## 6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

個人情報の利用目的の明示や特定募集情報等提供事業者に対する個人情報の保護に関する義務について、努力義務とすることも想定されるが、個人情報を多様な方法で活用している現状を踏まえれば、事業者ごとに対応が統一されないことが予想され、十分に求職者等が納得してサービスを利用することができる程度まで、利用目的の明示や適正な個人情報の取扱いに関する責務を履行することは困難であると考えられる。

## 7 その他の関連事項

- ⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

規制の検討段階やコンサルテーション段階において本評価書等の活用は行っていない。

## 8 事後評価の実施時期等

- ⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

雇用保険法等の一部を改正する法律案の附則の規定に基づき、施行後 5 年を目途として、改正後の規定に基づく規制の在り方について検討を行う。

- ⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

指標の設定は困難。